

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和3年8月5日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 五十嵐 完二
 同 串田 修平

令和2年度包括外部監査テーマ
 「農業政策に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

監査結果報告書の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
47	農林政策課	<p>意見1 1-1 農業次世代人材投資事業</p> <p><u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u></p> <p>市の説明によれば、本事業を利用した新規就農者が増えないのは、制度の使い勝手の悪さに起因するとのことである。とはいえ、本事業は実質的に国の予算で新規就農者を増加させることができることから、利用者を増加させる取組みも必要であり、その際は成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得るような形で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
49	農林政策課	<p>意見2 1-2 新規就農者確保・育成促進事業</p> <p><u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u></p> <p>市は、本事業を組織目標達成のための主な取組みの1つとしているが、本事業個別の成果指標は設定していなかった。市は、本事業の重点育成期間経過後までに達成したい目標等を設定し、実施効果を測定し得る形で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
51	食と花の推進課 （旧農林政策課）	<p>指摘1 1-3 農・福連携事業</p> <p><u>仕様書で定めた提出書類の納入漏れを看過している。</u></p> <p>市は、仕様書で定める議事録の納入漏れを看過し、履行検査で合格させていた。他方、市は、作成する必要がある打ち合わせ記録等の文書の作成や保存を、自ら行っていた。</p>	<p>令和2年度事業において、仕様書に記載のとおり、受託者から打ち合わせ記録を提出してもらい、業務を見直しました。</p>

			<p>今後も引き続き、必要書類の納入漏れの防止及び不要な業務を行わないよう、複数の職員によるチェックを行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
51	食と花の推進課 (旧農林政策課)	<p>指摘2 1-3 農・福連携事業</p> <p><u>仕様書で定めた業務評価を行っていない。</u></p> <p>仕様書では、市は契約終了後に受託者の業務内容に対する評価や記録を行うこととされているが、実施していなかった。</p>	<p>令和2年度事業において、仕様書に記載のとおり業務評価を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
52	食と花の推進課 (旧農林政策課)	<p>指摘3 1-3 農・福連携事業</p> <p><u>委託料の積算が合理的に行われていない。</u></p> <p>市は、受託者に対し、委託業務の実態を反映していない見積書を再提出させていた。本事業の受託者が就農研修先となるアグリパークの指定管理者であること、契約方法が一者随意契約であることから、市は、委託料を一層厳正に見積もり、適正な対価とするべきである。</p>	<p>令和元年度の実績を参考に、令和2年度事業から、準備を含めた訓練1回あたりの積算に見直しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
53	食と花の推進課 (旧農林政策課)	<p>意見3 1-3 農・福連携事業</p> <p><u>障がい者への賃金の支払い実績を確認するべきである。</u></p> <p>委託事業費には障がい者に支払う賃金が含まれているが、市は、受託者が障がい者に賃金を支払ったのか確認していなかった。</p>	<p>事業所外で作業を行う場合は、施設外就労となるため、受託者と事業所で請負契約を締結し、受託者から事業所に農作業の対価が支払われます。</p> <p>令和2年度事業において、受託者と事業所との契約書や領収証から、事業所への支払いを確認しました。</p> <p>また、事業所から障がい者への支払いについて、事業所やその運営法人に対する実地指導や監査において確認しています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
53	食と花の推進課 (旧農林政策課)	<p>意見4 1-3 農・福連携事業</p> <p><u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u></p> <p>障がい者の農業分野への就労促進という観点では成果は上がっていないが、障がい者の就労体験等の支援という観点で評価すれば、参加者の満足度等の指標が示す結果によっては、事業継続の意義も認められるため、市は、適切な成果指標を設定した上で、取り組むべきである。</p>	<p>「新潟市アグリパークにおいて実施する、就労を目指す障がい者等を対象とした農作業基礎訓練に参加した利用者が、その後に施設外就労をした実績」を基に、令和3年度から成果指標の設定を検討します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
57	農林政策	<p>意見5 1-5 機構集積協力金事業</p>	

	課	<p>成果指標を設定して取り組むべきである。</p> <p>本事業は、国が主導する事業であるものの、市は、地域集積協力金や経営転換協力金の対象面積等の数値目標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
58	農林政策課	<p>指摘4 1-6 農地中間管理機構事業</p> <p>事業費の集計漏れによる委託料の請求漏れが発生している。</p> <p>市は、農林公社に対し、本事業の委託料を請求できるが、一部集計漏れによる請求漏れが発生し、一般財源から不足分を負担していた。</p> <p>委託料請求の決裁時に、ミスを発見、防止できていないという点では、市の検証体制が有効に機能しているとは評価し得ない。今後は、複数で事務処理を行い、相互チェックできる業務フローに見直すほか、決裁時には、請求額と集計結果が一致するか形式的な検討だけでなく、複数名が関与して実質的なチェックが行われているかも検討するべきである。</p>	<p>事務フローについて見直しを行い、チェックシートを作成し、確認事項を増やす等、チェック方法を改めました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
64	農林政策課	<p>指摘5 1-10 利子補給金</p> <p>報告を受けるべき事項の報告漏れを看過している例が見受けられた。</p> <p>市は、資金の貸付の認定等に関する事務を、融資機関に委任しており、認定等を行ったときは、市に対し、速やかに報告することになっているが、報告漏れがあるのに指摘していない例が見受けられた。その一因として、融資機関ごとに報告様式等が異なっていることが考えられるため、全融資機関共通の様式整備が望ましい。</p>	<p>新潟市特別融資制度推進会議の認定受付事務に係るチェックリストを作成しました。</p> <p>また、本件指摘の報告漏れは、是正済みです。</p> <p>なお、様式の共通化については、各融資機関が内規で様式を定めている場合もあるので、各融資機関の取扱いとの整合を図りながら、令和3年度末までに様式共通化の可否について照会を行います。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
64	農林政策課	<p>指摘6 1-10 利子補給金</p> <p>融資機関による報告遅れを看過している例が散見された。</p> <p>融資機関が市に提出した経営改善資金計画認定通知書について、報告日から大幅に遅れて市が収受している例が散見された。これは、利子補給が年1回支給であり、翌年1月までに報告すれば、補給金の受給漏れが発生しないこと等の事由から、まとめて報告されることがあるとのことである。今後は、融資機関との連携を密にし、速やかな報告を求めるべきである。</p>	<p>同じく新潟市特別融資制度推進会議を構成する県の担当課と連携し、農業制度融資の担当者会議などを通して、各融資機関に対して問題点の共有を行いました。</p> <p>各融資機関に対しては、要領に基づき、原則として速やかな提出を求めるとともに、認定日から提出日まで期間が空く場合は、その合理的な理由を付すことを令和3年度末までに各融資機関に要請します。</p>

			【検討中】
66	農林政策課	<p>意見6 1-11 農業共済組合等委託金</p> <p><u>旧豊栄地区にも外部委託の範囲を拡大した場合のコスト面等に与える影響を検討する必要がある。</u></p> <p>市は、旧豊栄地区を除き、防除計画の策定等の業務を外部委託しているが、現状と、旧豊栄地区も外部委託した場合を比較検討し、より優位性のある方法で事業を実施すべきである。</p>	<p>令和3年度末までに、旧豊栄地区も外部委託の範囲に含めた場合のコスト面や職員配置、実施体制等の運営面の影響を検討し、有利であれば委託先との調整を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
67	農林政策課	<p>意見7 1-11 農業共済組合等委託金</p> <p><u>外部委託先から提出された事業実施報告の内容を十分に検査する必要がある。</u></p> <p>市は、業務完了後、受託者から地区別支出額明細書を入手しているが、開催すべき総会等の日当等が計上されている地区と、計上されていない地区があった。総会等の開催費用を確認できないときは、その事情を問い合わせる等、実効性ある検査を実施する必要がある。</p>	<p>指摘を受けて、令和2年度に本委託業務の実施内容を全て整理し、委託金の使途に問題がないことを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
69	農林政策課	<p>意見8 1-12 各種農業団体等負担金</p> <p><u>負担金の支出に見合う効果を市民に対して説明し得るようにする必要がある。</u></p> <p>行政や各種団体が参加する協議会の負担金等には、算定根拠が不明確なもの、過去からの経緯により負担額が決まっているもの等が見受けられるが、市は、少なくとも負担に見合う効果を市民に説明し得る必要がある。そのためには、事業報告等の入手だけでなく、協議会等が実施した事業を通じて得られた有益なデータや情報等を入手して記録し、市政に活用する取り組み等も必要である。</p>	<p>本市が負担金を支出している団体は、本市が事務局や構成員としてその運営に参画しており、関係団体と協力し、課題を洗い出し、その解決に向けて取組みを進めています。</p> <p>具体的には、協議会として、農業者向けの技術的、経営面での研修会の開催や、市民向けにホームページでの花の魅力の発信などを行っており、農業者をはじめとした市民の皆さまにその効果を還元しています。</p> <p>各種団体の情報については、事業報告を入手するだけでなく、理事会や総会での事業説明を直接聞き取りするなど、市の施策に反映できるように引き続き情報収集を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
69	農林政策課	<p>指摘7 1-13 農業総務事務費</p> <p><u>農業総務事務費として処理される事業費の範囲が、区によって異なる例が散見された。</u></p> <p>事務費の支出項目が、区によって相違があったため、同一内容の事業費は、部内で同一方針に基づき、分類・整理する必要がある。</p>	<p>各区の支出状況を調査した結果、令和4年度予算編成に絡めた見直しが必要なため、令和3年度中に統一方針を策定します。</p>

			【検討中】
71	農林政策課	<p>指摘8 1-14 農業用廃プラスチックリサイクル処理推進事業</p> <p><u>補助金の計算に誤りがあり、過大に補助金が交付されている例が見受けられた。</u></p> <p>補助金の対象経費は、消費税を除いたリサイクル処理費用の15%以内と定められているところ、消費税込みで申請された補助金について、消費税込みのまま補助金を計算し、過大に交付している例が見受けられた。</p> <p>補助金交付の決裁時に、ミスを発見、防止できていないという点では、市の検証体制が有効に機能しているとは評価し得ない。今後は、複数で事務処理を行い、相互チェックできる業務フローに見直すほか、決裁時には、請求額と集計結果が一致するか形式的な検討だけでなく、複数名が関与して実質的なチェックが行われているかも検討するべきである。</p>	<p>本事業は令和2年度で終了いたしました。この事業にかかわらず、補助事業研修会の開催や、対応困難事例の共有を行うことで、チェック体制を強化しました。</p> <p>なお、本件指摘事案は、補助金の過大交付分について、返還を受けています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
72	農林政策課	<p>意見9 1-14 農業用廃プラスチックリサイクル処理推進事業</p> <p><u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u></p> <p>本事業は、農業者が使用済みの農業資材をリサイクル処理する体制整備の支援が目的である。しかし、市は、本事業により農業資材の不法投棄や野焼きがどれだけ減少したかなど、政策の効果を評価するために必要なデータを把握しておらず、どの程度リサイクル処理体制が整備されれば、本事業を終了するのか不明確なまま事業を継続していることから、明確な成果指標を設定した上で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標を設定していましたが、ご指摘の内容は、事業の終期を見据えた中長期的な成果指標ではないかと認識しています。</p> <p>なお、リサイクル率が約95%と適正な廃プラスチックの処理体制が構築できたこと等により、本事業は令和2年度で終了しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
81	農林政策課	<p>指摘9 1-17 元気な農業応援事業</p> <p><u>実施要領に準拠しない計算方法で補助金額の算定が行われている例が散見された。</u></p> <p>実施要領の定める一定率の割合を誤認するなど、市が誤った計算方法によって、補助金額を算定している例が散見された。</p> <p>本件は、結果的に交付した補助金額に誤りは生じなかったが、重大なミスにつながりかねない事務処理ミスと考えられる。</p> <p>補助金交付の決裁時に、ミスを発見、防止できていないという点では、市の検証体制が有効に機能しているとは評価し得ない。今後は、複数で事務処理を行い、相互チェックできる業務フローに見直すほか、決裁時には、請求額と集計結果が一致するか形式的な検討だけでなく、複数名が関与して実質的なチェックが行われているかも検討するべきである。</p>	<p>令和3年4月に補助事業研修会を開催し、事務手続きの確認を行いました。また、今年度からの取組みとして、実務担当者から事務処理ミスや対応困難な事例を報告してもらう体制を整備しました。担当者会議等を通じて情報をフィードバックし、事例となった項目について、決裁時に複数名でチェックすることで、実質的なチェック体制を構築していきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
83	農林政策課	<p>指摘10 1-17 元気な農業応援事業</p>	

	課	<p><u>実績報告書の提出期限を超過して提出されている例が散見された。</u></p> <p>期限を大幅に超過して提出された実績報告書が散見されており、市の説明によれば、当初の実績報告書案に不備があると、申請者との間で修正のやり取りが発生し、結果的に提出遅延になることがあり、柔軟に対応しているとのことである。</p> <p>しかし、市が保存する文書を開覧する限り、上記の事情や経緯等の記録がなく、外観上は、市が提出遅延を看過して受け付けたようになっていることから、今後は市の事務処理に問題がないことを明らかにできる程度の経過記録は残すべきである。</p>	<p>令和3年4月に補助事業研修会を開催し、事務フローの確認を行いました。申請者との間で修正のやり取りが遅延している場合については、執行管理表に経過記録を残すことで対応状況を管理することにしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
83	農林政策課	<p>指摘11 1-17 元気な農業応援事業</p> <p><u>事業計画書や実績報告書の審査過程に不備がある例が散見された。</u></p> <p>事業計画書の審査において、市が所得の確認を誤るなど、適切な事務処理とは思われない例が散見された。また、計画の合理性・実現可能性の審査が十分とは評価し得ない例、取組み後の所得額が現在よりも少ない計画が提出されている例が見受けられた。</p> <p>今後は、市の審査体制をより一層強化し、審査の実効性を高める必要がある。</p>	<p>令和3年4月に事務マニュアルの見直しを実施し、事業計画の合理性・実現可能性の根拠となる「導入機械能力算出基礎表」の作成方法を初任者でも審査しやすいように整理しました。引き続き確実な事務が出来るように事務マニュアルを整理し、審査体制を強化していきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
84	農林政策課	<p>指摘12 1-17 元気な農業応援事業</p> <p><u>補助事業の取組主体が補助事業を遂行するための請負契約締結に際しての競争性の確認が不十分な事例がみられた。</u></p> <p>「JA新潟みらい しろね えだまめ選果施設」が、国県市の各補助金により整備された。上記施設の工事は、一般競争見積により業者選定されるが、その公告後、3者が参加意思を表明し、JA新潟みらいが3者に参加資格確認通知書を発送した。</p> <p>その後、B社及びC社が辞退届を提出し、A社のみが見積書を提出した。</p> <p>A社の見積額がJA新潟みらいの設計目標価額を超過していたため、A社が見積書を再提出し、その結果、A社が受注し、工事請負契約を締結した。</p> <p>ところで、A社は、複数者を協力業者として本件工事を完成させたが、うちX社は、一般競争見積公告前から主導的に関与しており、X社が公告前にJA新潟みらいに提出した関係資料が、市の事業関連ファイルに綴じられていた。</p> <p>本件は、一般競争見積に、1者しか参加しなかったにもかかわらず、実質的な競争原理が働く公正かつ経済的なものと評価できるかどうか、市が格別の配慮を払っていたと認めることは困難であり、もし、1者しか</p>	<p>関係機関と情報共有を密にし、随時状況を把握できる体制を構築していきます。</p> <p>取組主体に対して、必要に応じて指導に臨めるよう、担当者間で情報を共有し、ノウハウを蓄積することで、実質的なチェック体制を強化していきます。令和3年4月に補助事業研修会を開催し、事務手続きの確認を行ったほか、今年度からの取組みとして、実務担当者から事務処理ミスや対応困難な事例を報告してもらう体制を整備しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

		条件を満たす業者がいなかったのであれば、合理的な根拠資料を提示した上で随意契約とすることもできたのではないかと思われる。	
88	農林政策課	<p>意見10 1-17 元気な農業応援事業</p> <p><u>補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。</u></p> <p>補助金交付事務の誤りは、各補助金ごとに定められた対象事業、補助対象者、補助率などが頻繁に改正されることに、各区担当者が対応し切れていないことが一因と考えられる。 市は、補助金ごとに確認すべき項目を漏れなく抽出した市共通のチェックリストを整備し、審査時に活用することが望ましい。</p>	<p>令和3年4月に事務マニュアルの見直しを実施し、事業内容や申請時の添付資料等を分かりやすいように整理しました。 チェックリストについては、令和3年度中に実務担当者で連携してチェックすべき項目を検討し、令和4年度からの実施に向けて進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
89	農林政策課	<p>意見11 1-17 元気な農業応援事業</p> <p><u>事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とするべきである。</u></p> <p>市は、申請書の添付書類として、ハード事業では3者の見積書提出を求めているが、ソフト事業にその要件はなく、導入資材が高額の時も2者以上の見積書提出は不要とされている。事業費が多額の場合は、ハード事業と同様に、3者の見積書提出を求めるべきである。</p>	<p>令和3年5月に関連団体等に、「市単補助事業における添付資料の取扱い変更について(通知)」を通知しています。交付申請書の添付資料として、「3者見積もり」もしくは「3者見積もりが適当でない理由(理由書)」を提出するように取扱いを変更しました。今年度は経過措置として極力提出を求めるものとし、令和4年度から提出を必須とする方向で、関連要綱・要領の改正を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
89	農林政策課	<p>意見12 1-17 元気な農業応援事業</p> <p><u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u></p> <p>市は、ニューフードバレー構想推進を組織目標に掲げ、本事業はその主要な事業の1つとして実施されている。組織目標達成状況評価のための指標は3つ設定されているが、本事業個別の成果指標は設定されていない。 市は、本事業の事業主体に対し、客観的な成果指標の設定を求めていることから、市も成果指標を設定し、事後的に実施効果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。</p>	<p>新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標(目標値)を設定しています。 今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
93	農林政策課	<p>指摘13 1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</p> <p><u>補助金の計算に誤りがあり、過大に補助金が交付されている例が見受けられた。</u></p> <p>やさしい農業取組支援の場合、事業費300万円以下(消費税抜き)が補助金交付対象であるところ、市が上限を超過した事業に、補助金を</p>	<p>当該の過大交付した事例については、返還を受け、是正対応を終了しました。</p>

		<p>交付した例が見受けられた。これは、市が団体単位で事業費の上限額を判断すべきところ、錯誤により団体の構成員単位で判断したことによるものであり、過大に交付した補助金は返還を求めることが必要である。</p> <p>補助金交付の決裁時に、ミスを発見、防止できていないという点では、市の検証体制が有効に機能しているとは評価し得ない。今後は、複数で事務処理を行い、相互チェックできる業務フローに見直すほか、決裁時には、申請額と支払額が一致するか形式的な検討だけでなく、複数名が関与して実質的なチェックが行われているかも検討するべきである。</p>	<p>再発防止に向けては、令和3年4月に補助事業研修会を開催し、事務手続きの確認を行いました。また、今年度からの取組みとして、実務担当者から事務処理ミスや対応困難な事例を報告してもらう体制を整備しました。担当者間で情報を共有し、ノウハウを蓄積することで実質的なチェック体制を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
94	農林政策課	<p>指摘14 1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</p> <p><u>補助事業実績報告書に補助事業にかかる請求書の写しのみが添付され、支払の事実が確認できないまま、補助金が交付されたものが散見された。</u></p> <p>補助事業実績報告書に、請求書の写しのみ添付されていることについて、市の規則においても、本事業の補助金交付要綱上も問題はない。しかし、補助金の支払いは、事業完了後の精算払いが原則である以上、市は、領収書やそれに代わる書類の提出を求めることを原則とすべきであり、上記要綱も見直すべきである。また、自己資金に乏しく、事業執行に支障を及ぼす場合には、「概算払い」できる旨を要綱に定めることも考えられる。</p> <p>なお、上記指摘は、他の補助金にも当てはまるものがあり、併せて見直しをなされるべきである。</p>	<p>令和3年5月に関連団体等に、「市単補助事業における添付資料の取扱い変更について（通知）」を通知しています。実績報告書の添付資料として、原則として領収書の提出を必要とすると、取扱いを変更しました。今年度は経過措置として極力提出を求めるものとし、令和4年度から提出を必須とする方向で、関連要綱・要領の改正を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
95	農林政策課	<p>意見13 1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</p> <p><u>補助金ごとのチェックリストを整備することが望ましい。</u></p> <p>補助金交付事務の誤りは、各補助金ごとに定められた対象事業、補助対象者、補助率などが頻繁に改正されることに、各区担当者が対応し切れていないことが一因と考えられる。</p> <p>市は、補助金ごとに確認すべき項目を漏れなく抽出した市共通のチェックリストを整備し、審査時に活用することが望ましい。</p>	<p>令和3年4月に補助事業研修会を実施し、実務担当者と事業内容や申請時の注意点を共有しました。</p> <p>チェックリストについては、令和3年度中に実務担当者と連携してチェックすべき項目を検討し、令和4年度からの実施に向けて進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
96	農林政策課	<p>意見14 1-20 環境と人にやさしい農業支援事業</p> <p><u>事業費が多額となる場合は、3者見積もりを必要とするべきである。</u></p> <p>市は、申請書の添付書類として、ハード事業では1台（機、基）当たり10万円以上のときは、3者の見積書提出を求めているが、ソフト事業では3者見積が望ましいとするだけである。農業用資材等は、単価が低額でもまとめて購入す</p>	<p>令和3年5月に関連団体等に、「市単補助事業における添付資料の取扱い変更について（通知）」を通知しています。交付申請書の添付資料として、「3者見積もり」もしくは「3者見積もりが適当でない理由（理由書）」を提</p>

		ると多額になることもあることから、市は、事業費が多額のときは、ハード事業と同様に、3者の見積書提出を求めるべきである。	出すように取扱いを変更しました。今年度は経過措置として極力提出を求めるものとし、令和4年度から提出を必須とする方向で、関連要綱・要領の改正を進めていきます。 【検討中】
96	農林政策課	意見15 1-20 環境と人にやさしい農業支援事業 <u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u> 市は、主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬や肥料を5割以上削減した栽培面積の割合を、2022年までに50%に引き上げることを、農業構想の目標として明記しているが、個々の事業ごとに具体的な成果指標を設定していない。本事業の成果は、化学合成農薬や肥料の削減割合により評価することは合理的ではなく、市は、支援事業の目的に合致する成果指標を個別に設定し、事後的に実施効果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。	新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。 【検討中】
98	農林政策課	意見16 1-21 環境保全型農業直接支払交付金事業 <u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u> 本事業は、国が主導する事業であるものの、この制度の利用が進めば、市は1/4の負担で環境保全効果を得ることにつながるため、実施面積の目標など、市としての成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。	新潟市補助金等交付規則に基づき設定する「補助金取扱基準」において、成果指標（目標値）を設定しています。今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。 【検討中】
100	農林政策課	指摘15 1-23 新潟県農林水産業総合振興事業 <u>実績報告書の提出期限を超過して提出されている例が散見された。</u> 期限を大幅に超過して提出された実績報告書が散見されたが、市の説明によれば、当初の実績報告書案に不備があると、申請者との間で修正のやり取りが発生し、結果的に提出遅延になることがあるものの、柔軟に対応しているとのことである。 しかし、市が保存する文書を閲覧する限り、上記の事情や経緯等の記録がなく、外観上は、市が提出遅延を看過して受け付けたようになっていことから、今後は市の事務処理に問題がないことを明らかにできる程度の経過記録は残すべきである。	令和3年4月に補助事業研修会を開催し、事務フローの確認を行いました。申請者との間で修正のやりとりが遅延している場合については、進行管理表に経過記録を残すことで対応状況を管理することにしました。 【措置済み】
101	農林政策課	意見17 1-23 新潟県農林水産業総合振興事業 <u>成果指標を設定して取り組むべきである。</u> 本事業は、県の補助事業に市が上乗せ補助するものであるが、上乗せ支援の効果を期待して	県が主体となって実施する園芸プランの実現に向けた事業に、本市が一部上乗せ補助して

		<p>市が補助金を支出する以上、市としての成果指標を設定し、事後的に成果を測定、評価し得る形で取り組むべきである。</p>	<p>おり、県市一体となり目標の達成を目指すべきものです。</p> <p>本市の上位計画「新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において指標設定している、「農業産出額（推計値）」に資する事業と考えています。</p> <p>今後改訂する本市の農業構想における目標も考慮しながら、より適切な指標設定を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
102	農林政策課	<p>指摘16 1-24 強い農業づくり交付金事業</p> <p><u>補助事業の取組主体が補助事業を遂行するための請負契約締結に際しての競争性の確認が不十分な事例がみられた。</u></p> <p>※指摘12（JA新潟みらい しろね えだまめ選果施設）の事例と同じ。</p>	<p>関係機関と情報共有を密にし、随時状況を把握できる体制を構築していきます。</p> <p>取組主体に対して必要に応じて指導に臨めるよう、担当者間で情報を共有し、ノウハウを蓄積することで実質的なチェック体制を強化していきます。令和3年4月に補助事業研修会を開催し、事務手続きの確認を行ったほか、今年度からの取組みとして、実務担当者から事務処理ミスや対応困難な事例を報告してもらう体制を整備しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
103	農林政策課	<p>指摘17 1-25 その他</p> <p><u>情報セキュリティ対策基準に準拠した情報資産の管理が行われていない。</u></p> <p>市は、所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策として、情報セキュリティポリシーを策定している。</p> <p>それを構成する情報セキュリティ対策基準において、情報資産台帳により保管する情報資産の状況を定期的に把握することとされているが、農林政策課では『平成19年提出情報資産調査』というエクセル資料のみ存在し、これ以降更新されていなかった。早急に是正措置を講じる必要があると同時に、情報資産台帳が確実に更新されるよう事務の引き継ぎ方法を見直すべきである。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策基準では、情報セキュリティポリシーの遵守について、委託契約書または仕様書への明記を求めているが、検証した範囲では存在しなかったため、今後は明記する必要がある。</p> <p>なお、市の標準的な業務委託契約条項には、情報セキュリティポリシーの遵守が明記されていないため、全庁的に委託契約書や仕様書の内容を再点検すべきである。</p>	<p>【農林政策課】、【ICT政策課】、【契約課】</p> <p>【情報資産台帳の更新について】 （農林政策課） 令和2年度中に、更新作業を終えました。今後も定期的に更新・管理を行うよう、業務引継書に明記しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>（ICT政策課） 全庁に対して、令和2年度情報セキュリティ外部監査の監査報告書を掲示し、情報資産台帳の更新について周知しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>【委託契約書への情報セキュリティポリシーの記載】 （農林政策課） 情報セキュリティポリシー遵守の記載については、今後必ず明記されるよう、課内の委託契約書等の確認を行うこととし、業務委託台帳を作成し、委託番号ごとに確認作業を可能にしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

			<p>(契約課) 業務委託及び賃貸借の契約条項見本について、令和2年度中に見直しを行い、情報資産を取り扱う契約の場合は、情報セキュリティポリシーの遵守を記述するよう改めました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
104	農林政策課	<p>指摘18 1-25 その他</p> <p><u>備品管理簿に記載されている備品が実在せず、備品の処分時に必要となる決裁手続きもとられていない例が1件発見された。</u></p> <p>備品管理簿に記載されている書籍が、物品管理規則で定める決裁手続きがされずに、廃棄処分されていることが判明した。事後的ではあるが、当該書籍に関する不用品の決定及び処分の決裁のほか、廃棄処分の経緯や事後決裁の記録を残すべきである。</p>	<p>指摘のあった加除書籍（1冊）について、廃棄処分の経緯や事後決裁に至った過程の記録を添付の上、備品廃棄処分の決裁手続きを行いました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
105	農林政策課	<p>意見18 1-25 その他</p> <p><u>歳出科目の「目」の区分は、市民から見ても事業や組織との関連が理解し易いものとなるように分類、整理することが望ましい。</u></p> <p>農林政策課では、歳出科目を4つの「目」に区分しているが、現状の区分は、一般的な用語の意味として使われている農業総務費や農業振興費の区分で、各事業が分類、整理されているとは言い難い状況にある。農業総務費や農業振興費といった名称の「目」を設定するのであれば、市民が理解しやすいように、各事業を分類、整理することが望ましい。</p>	<p>現在の事業分類も、今後事業見直しやそれに伴う業務の所管替え等が随時発生するため、その都度区分が変更になると予算増減の比較が困難になるといった課題も想定されます。令和3年度中にメリットデメリットを洗い出し、財務担当課と協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
105	農林政策課	<p>意見19 1-25 その他</p> <p><u>文書を受領した際に、文書管理システムによる登録を行った場合には必要のない收受印の押印はしないことが望ましい。</u></p> <p>補助金等交付申請書などを検証したところ、收受印が押印されたもの、押印されていないものが混在し、区や担当者によって処理方法が異なっていた。</p> <p>補助金等交付事務は決裁を要する事案であり、文書管理システムに登録するものとされていることから、申請書への收受印押印は不要である。今後は文書管理システムに登録したときは、必要のない收受印を押印しないことが望ましい。</p>	<p>補助金事務では、同一申請者が、申請書、実績報告、変更申請など一連の書類を随時提出します。担当課では、それらの書類が一連の申請に基づくものであることがわかるよう、受理する度に枝番を附番し管理しています。</p> <p>文書管理システムによる收受をした申請書も、申請書上に発番をメモしておく、その後の書類受理において、その都度文書管理システムで発番を検索しなくてもよく、事務効率化のため行っていたものです。（そのメモの方法として、收受印を押印している区がありました。）</p> <p>今回のご意見を令和3年度担当者会議で</p>

			共有し、收受印を用いず別の方法がないか、効率や事務誤りなどの観点も踏まえながら方法を検討します。 【検討中】
108	農業活性化研究センター	指摘19 2-1 6次産業化サポート事業 <u>補助金申請書の訂正方法が不適切な例が見受けられた。</u> 補助金申請書の訂正にあたり、修正液を使用しているものがあつたが、誰が訂正したのかわからないため、訂正印で対応させるべきである。	本件指摘事例は、訂正印で対応済みです。 なお、令和3年度からは、訂正印を求めるのではなく、申請書の再提出を依頼します。 【措置済み】
108	農業活性化研究センター	指摘20 2-1 6次産業化サポート事業 <u>補助金申請書の添付書類の不備が看過されていた例が見受けられた。</u> 補助金申請書に添付する会社の約款について、両面印刷のうち、片面しかコピーされていないものが提出されていたにもかかわらず、市は、そのまま受領して再提出を求めていなかった。	本指摘事例は是正済みで、令和3年度からはチェックシートを作成し、複数職員で確認しています。 【措置済み】
108	農業活性化研究センター	意見20 2-1 6次産業化サポート事業 <u>相談内訳の統計をとることが望ましい。</u> 農業従事者との相談対応により、よくある悩みや生じやすい問題点等を把握することで、セミナーのテーマや研究課題の発見につなげることができると思われるため、市は、相談内容別の相談件数の統計をとるべきである。	令和3年度から、課題の発見のために相談内容を分類し、表を作成して件数を整理しています。 【措置済み】
113	農業活性化研究センター	指摘21 2-5 農業活性化研究センター研究費 <u>契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。</u> 共同研究や受託研究に関する契約において、市は、相手方が用意した契約書を用いて契約していたが、契約締結前のリーガルチェックを受けていなかった。市費を投じて研究を実施する以上、知的財産の帰属や実施許諾に関する条項の精査が必要であることから、同一の契約書式については1回だけでもよいので、弁護士のリーガルチェックを受けるべきである。	令和3年度も、本件指摘事例と同様の契約を予定しています。 必要に応じて、適宜リーガルチェックを受けることを検討しており、現在、関係各課と協議中です。 【検討中】
115	農業活性化研究センター	指摘22 2-6 農産物高付加価値化推進事業 <u>契約書についての適切なリーガルチェックがなされていない。</u>	

		<p>市は、相手方が用意した契約書を用いて契約していたが、契約締結前のリーガルチェックを受けていなかった。知的財産に関する条項もあるため、今後は弁護士のリーガルチェックを受けるべきである。</p>	<p>令和3年度も、本件指摘事例と同様の契約を予定しています。</p> <p>必要に応じて、適宜リーガルチェックを受けることを検討しており、現在、関係各課と協議中です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
117	農村整備・水産課	<p>意見21 3-1 地籍調査事業</p> <p><u>地籍調査事業の所管は、他の土地政策との関係も踏まえて再検討されたい。</u></p> <p>農村整備・水産課が地籍調査事業を担当していることについて、本事業が平成17年の合併以前から、都市部よりも農村部で行われてきた経緯によるのかもしれないが、都市部での実施により、事業効果が発揮されることに照らせば、他の土地政策との関係も踏まえ、所管を見直すことも検討されてよい。</p>	<p>地籍調査事業は、本市を始めとする県内市町村の多くにおいて農林部局が担当していますが、全国の事例を参考にしながら、令和3年度より所管の見直しを検討します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
121	農村整備・水産課	<p>意見22 3-6 田んぼダム利活用促進事業</p> <p><u>契約における競争性の確保に留意すべき事例が見受けられたので、契約方法の見直しを検討すべきである。</u></p> <p>排水柵の購入契約について、市は、令和元年度は見積合わせにより業者を決定しているが、同業者は平成27～29年度は指名競争入札（入札業者は3年間同一）で、いずれも落札していた。</p> <p>また、効果検証調査業務委託について、平成27～令和元年度は、見積合わせ（見積書徴取業者はほぼ同一）により受託者を決定しているが、いずれも同じ業者が受託していた。</p> <p>前者は品目の特殊性、後者は専門的業務で、地元事業者に限られるという事情があるにせよ、十分な競争性が確保されていない可能性があり、契約方法の見直しを検討すべきである。</p>	<p>今回のご意見を踏まえ、令和2年度後期の入札・見積合わせから、</p> <p>①新たな事業者の競争参加、</p> <p>②『令和3年2月19日付け新契第769号「指名業者及び見積依頼業者の入れ替えの徹底について」』による規定事業者数（原則1者以上）より多くの入れ替え（2者以上）などを実施してきました。</p> <p>しかし、①では新規事業者の辞退があるなど、競争性の確保が難しい実態がありましたので、令和3年度からは、発注・契約担当課とも協議し、事業者の掘り起こしなど競争性の向上を継続して進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
137	農村整備・水産課	<p>意見23 3-22 水利施設総合管理システム管理運営事業費負担金</p> <p><u>管理運営費の負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。</u></p> <p>水利施設総合管理システムの管理運営費について、市と亀田郷土地改良区の負担割合は、昭和44年に県と市が締結した協定書に記載された、当時の排水量から算出された比率と、農地・非農地の面積割合で算出されている。その後、現在まで、農地・非農地の面積変動による負担率の変更はあったが、排水の流出割合による比率の見直しは</p>	<p>排水の流出割合の比率については、土地改良事業計画設計基準等にある技術的指針の範疇にあり、一定の合理性があるものと考えています。ご指摘の点については、下水道部など他の部局の意見も聞きつつ、令和3年度を目途に合理的かつ適正な数値であるか、確認してまいります。</p>

		<p>なかった。</p> <p>しかし、排水の流出割合の数値的根拠は、現在でははっきりせず、当時から50年以上経過しており、改めて合理性の確認・検証が望まれる。</p>	【検討中】
138	農村整備・水産課	<p>意見24 3-22 水利施設総合管理システム管理運営事業費負担金</p> <p><u>役割を終えた市が関与する任意団体については、適時に解散等の適切な措置がとられるべきである。</u></p> <p>亀田郷排水対策事業推進協議会は、昭和59年に、市と亀田郷土地改良区が負担金を拠出して設立され、地域の治水安全を目的とした推進活動を担ってきた。しかし、その活動は、新潟市土地基盤整備促進協議会に包含され、同協議会は平成24年度の活動以降は、休眠化していたため、平成30年度末に解散が承認され、令和元年度に残余財産が市に返還された。</p> <p>市の実質的関与が深い任意団体については、市の管理が行き届いている必要があり、行政目的を達成したような場合にも、漫然と存続させるべきではない。他の任意団体の現状を点検し、上記と同様の団体については、早期に解散等の適切な措置を取らきたい。</p>	<p>本市が関与する協議会等の任意団体の現状を令和3年度を目途に、改めて点検し、役割を終えたようなものがないか、整理・確認します。また、同様の事例があった際には、適切な措置について、関係団体と協議します。</p> <p>【検討中】</p>
142	農村整備・水産課	<p>意見25 3-24 多面的機能支払交付金事業</p> <p><u>活動団体からの実施状況報告書等の記載については、用途の適切性を含めて十分に精査されたい。</u></p> <p>各活動団体から、実施状況報告書及び金銭出納帳が各区役所に提出されているが、以下のような記載が見られた。</p> <p>第1に、江南区では、「80.0時間×日当時間単価」との記載しかなく、具体的な活動内容が記載されていなかった。一読して内容が理解できない記載は、修正を求めるべきである。</p> <p>第2に、「天神様」と記載され、お茶代、お菓子代等を支出していた。実施主体は、地域の活動組織であり、宗教性は希薄であるようだが、この種の習俗的行事は、政教分離の観点や公金による交付金が原資であることに十分留意して、特に慎重にチェックされたい。</p>	<p>令和3年2月に、本庁と区の担当者会議を開催し、実施状況報告書及び金銭出納帳の記載内容の不適切事例への修正指示の徹底と、政教分離の観点からの用途の適切性への慎重なチェックを指示しました。</p> <p>また、同会議にて、これらの留意点を追加したチェックシートを配布し、再発防止策を講じました。</p> <p>なお、江南区の場合については、修正を求め、その後は正済みであることを確認しました。</p> <p>【措置済み】</p>
143	農村整備・水産課	<p>意見26 3-24 多面的機能支払交付金事業</p> <p><u>交付金の支給要件について、チェック漏れがないような方法が検討されるべきである。</u></p> <p>令和元年度に、活動組織から市へ過年度分の交付金が返還された事例が3件あった。その理由を確認したところ、うち2件は認定</p>	<p>令和3年2月に、本庁と区の担当者会議を開催し、本事例をケースとして、同様のミスを防</p>

		<p>後の事由ではなく、市が当初からの誤認に気づけなかったものであり、今後同様のミス防止するための方法を検討されたい。</p>	<p>止するためのチェック体制の強化について確認しました。</p> <p>認定関係書類は、複数の職員がチェックを行うこと、認定後も時期を定めて、書類と現地の整合を確認することを再周知しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
145	農村整備・水産課	<p>指摘23 3-25 田園環境保全事業</p> <p><u>個別事業の事業費として、汎用的な備品を購入している。</u></p> <p>本事業費から支出したカラー複合機等消耗品費及び同賃借料について、所管課の説明によれば、課内にカラー複合機がないため導入したとのことであるが、他事業にも使用するならば、「農地諸経費」からの支出が適当であったと思われる。</p>	<p>主としての利用は、当該事業における広報・普及啓発です。ご指摘のとおり、他事業にも使用していることから、令和4年度当初予算から「農地諸経費」とする取扱いについて、令和3年度に検討・整理します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
146	農村整備・水産課	<p>指摘24 3-26 環境水利活用促進事業</p> <p><u>入札通知書で求める代理人の「署名」がなされていない委任状が散見された。</u></p> <p>本事業の各業務委託の入札について、代理人が入札するときには、「委任状には、社印及び代表者印のほか、代理人の署名及び押印が必要です。」とされていたが、代理人の「署名」(手書きのもの)ではなく、「記名」(印字や押印のもの)によるものが散見された。</p>	<p>今回ご指摘の、代理人が入札するとき代理人による「署名」を求める入札通知書は、市のマニュアル等に規定されたものではなく、当課において慣例的に用いてきた書式でした。ご指摘の通知書については、平成30年度末に発出したものであり、令和元年度途中に是正済みです。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
146	農村整備・水産課	<p>意見27 3-26 環境水利活用促進事業</p> <p><u>契約における競争性の確保に留意すべき事例が見受けられたので、契約方法の見直しを検討すべきである。</u></p> <p>環境用水導入水路水質業務委託について、市は、平成27～令和元年度は指名競争入札(入札業者はほぼ同一)により受託者を決定しているが、いずれも同一事業者が落札していた。</p> <p>また、環境用水導入水路生態系調査業務委託については、前記とは別事業者だが、やはり5年間同一事業者が落札していた。</p> <p>専門的業務で、地元事業者に限られるという事情があるにせよ、十分な競争性が確保されていない可能性があり、入札方法の見直しを検討すべきである。</p>	<p>当該業務委託の指名業者選定に当たっては、「新潟市建設コンサルタント業務等委託契約に係る指名業者選定要綱」に則って実施していますが、意見を踏まえ、競争性を確保した上で、更なる受注機会の拡大を図るため、事業者の掘り起こしなどを進めていきます。</p> <p>なお、現在は、『令和3年2月19日付け新契第769号「指名業者及び見積依頼業者の入れ替えの徹底について」』に従い、1者以上の事業者の入れ替えを行っています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
147	農村整備・水産課	<p>意見28 3-26 環境水利活用促進事業</p> <p><u>入札予定価格の記載のある起案用紙の取扱</u></p>	

		<p><u>いについて、漏えい等が生じない適切な方法を検討されたい。</u></p> <p>起案用紙に記載した入札予定価格を、黄色の付箋を貼って見えないようにしていたが、全庁的な課題といえそうであり、漏えい等防止のための実情に即した適切な方法論を検討されたい。</p>	<p>現在、押印決裁によらず、全て電子決裁へ移行する方針が示された中、『令和3年4月9日付け新契第22号他「入札に係る必要最小限の人数で管理することが適当な文書の文書管理システムにおける取扱いについて（通知）」』のとおり、誰もが見れる電子決裁データなどに入札予定価格を入力するのではなく、別途紙出力で起案に織り込み回議する対策を行っています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
149	農村整備・水産課	<p>指摘25 3-27 用排水浄化対策事業</p> <p><u>河川管理者である県に対して、事業費の一部を寄附金として支払う形式は、負担金を禁止した河川法の趣旨との関係において、その妥当性に疑問がある。</u></p> <p>市が県に支払う鳥屋野潟用水対策寄附金について、任意の協力費と位置づけて、寄附金として支払う形式は、地元市町村から負担金を徴収し得る規定がない河川法との関係において、直ちに違法とまではいえないとしても、その妥当性に疑問があると言わざるを得ない。</p> <p>水質改善に果たした鳥屋野潟浄化事業の役割の大きさに鑑みると、本事業は今後も継続が求められるが、寄附金形式による事業費負担については、県と見直しに向けた協議が望まれる。</p>	<p>鳥屋野潟は、周辺に多くの公共施設や公園が整備され、本市都市部における市民の憩いの場となっています。しかしながら、1970年代をピークに水質の悪化が顕著となり、1977年以降は、この浄化用水導水事業を始めとする様々な対策により、徐々に水質は改善されてきました。この浄化事業は県が行っており、これに係る本市経費は、任意の寄附金として拠出してきました。これは、経緯が関係市町村から河川管理者である県へ要請したことに端を発するということや、水質悪化の主な原因が、本市の生活雑排水や農業排水の流入であることなどを理由としています。今後は、これまでどおり、鳥屋野潟の環境保全及びこれによる市民利益を確保できるよう、浄化事業を継続する方向で県と協議していくと共に、寄附金によらない執行の在り方について、ご指摘を受けて以後、すぐに県と協議を始めています。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
151	農村整備・水産課	<p>意見29 3-27 用排水浄化対策事業</p> <p><u>負担割合の算出方式について、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。</u></p> <p>「意見23」で記載のとおりであるが、市には、その合理性を改めて確認・検証することが望まれる。</p>	<p>排水の流出割合の比率については、土地改良事業計画設計基準等にある技術的指針の範疇にあり、一定の合理性があるものと考えています。ご指摘の点については、下水道部など他の部局の意見も聞きつつ、令和3年度を目途に合理的かつ適正な数値であるか、確認していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
164	中央卸売	<p>指摘26 7 所見</p>	

	市場	<p><u>施設使用料等を延滞した事業者に対する具体的な対応基準が設けられていないほか、債権回収のスタンスにやや疑問がある事例が見受けられた。</u></p> <p>仲卸業者A社が施設使用料等を滞納し、未回収分は不納欠損処理を行う予定とのことだが、業務の許可を取り消して強制的に退去を求める基準を策定していないことは、債権管理のあり方としては十分ではないので、延滞時の具体的な対応基準を設けるべきである。</p> <p>また、市は、A社清算結了登記後も、A社に対する支払いをA社代表者に求めているが、代表者はA社の保証人ではないので支払い義務はなく、このような対応は避けるべきである。</p>	<p>施設使用料等の延滞した事業者に対する具体的な対応基準については、昨年度他都市の4市場に照会したところですが、今年度、全国中央卸売市場担当者会議（8月）や西日本中央卸売市場長会議（11月）を利用して、他市場の対応状況を把握し、それを踏まえた上で、令和3年度内に当市場の対応基準を設けます。</p> <p>債権回収先に対するご指摘については、行政経営課及び債権管理課（現納税課債権管理室）に相談した結果、当該法人が廃業していること、また当該法人に換金できる財産がないことから徴収停止しました。3年後に債権放棄する予定です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
166	中央卸売市場	<p>意見30 7 所見</p> <p><u>新潟市中央卸売市場における取扱金額・取扱量の減少傾向に歯止めをかけるために、「スマートフードチェーン」構築の流れにキャッチアップできるよう情報収集と積極的な投資を行うことを検討されたい。</u></p> <p>中央卸売市場の最大の課題は、取扱金額や取扱量の減少傾向にいかに関止めをかけるかであり、市は、平成27年に中央卸売市場経営展望を策定しているが、現在はその後DX化の流れを反映し、生産から消費までデータの相互利用が可能なスマートフードチェーン創出が日本の大きな戦略となっている。市には、この流れにキャッチアップできるよう情報収集と積極的投資が求められ、先を見据えた戦略的運営を期待したい。</p>	<p>本市場でも、情報通信技術の導入のメリットとなっている「川上と川下の間での円滑な情報の流れ」を、卸売業者が生産者とマーケティング側の情報共有を図り、マーケティングのニーズに合わせた商品作りを行うことで実践し、徐々に成果が出てきているところです。</p> <p>当面は、この活動を継続しながら、スマートフードチェーンの構築が、市場及び卸売業者に何をもちたらし、どのような形で活用していくことが可能となるのか、情報収集と各事業者との情報交換を重ねていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
171	食と花の推進課 (旧ニューフードバレー特区課)	<p>意見31 5-2 農産物輸出促進事業</p> <p><u>食と花の推進課が中国への米輸出事業を所管するにあたり、農産物の輸出全般を所管する経済部産業政策課海外ビジネス推進室との綿密な連携を期待する。</u></p> <p>中国への米輸出に関することは、食と花の推進課が所管し、中国以外の国への米を含む農産物及び中国への米以外の農産物の輸出・販路拡大に関することは、産業政策課が所管している。</p> <p>中国への米輸出は、JAとの関係性活用が必要などによりやむを得ないと理解するが、農産物の輸出全般に対する知見が反映</p>	<p>【食と花の推進課】、【産業政策課】</p> <p>農産物輸出促進に関する事業については、現在、経済部産業政策課（海外ビジネス推進室）と農林水産部食と花の推進課（販売促進室）の二課に分かれています。輸出促進に向けた国への要望を連名で行うなど、必要な場面では適宜連携しながら事業を進めています。</p>

		<p>されないことは避けるべきであるから、産業政策課との綿密な連携を期待したい。</p>	<p>二課で所管する輸出先や品目は異なりますが、それぞれの事業の進捗状況を共有するなど、引き続き連携しながら農産物の輸出促進に向けて取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
174	<p>農林政策課 (旧ニューフードバレー特区課)</p>	<p>意見32 5-3 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金</p> <p><u>市が損失補償リスクを負担してまで農業事業者の資金調達円滑化を図ることの政策的合理性については、さらに慎重な検討を求めたい。</u></p> <p>市は、農業者が県信用保証協会に支払う信用保証料の補助に加え、県信用保証協会と損失補償契約を締結している。代位弁済が生じた事例はないが、市がリスクを負って農業者の資金調達円滑化を図る政策的合理性があるのか、今後慎重な検討が必要である。</p>	<p>本制度は国家戦略特区指定の際、国が区域方針に定めた規制改革メニューです。</p> <p>国が「商工業とともに農業を行う者」に対して金融機関からの資金調達を円滑にするため、地方自治体の応分の負担を前提として、信用保証協会が保証を付与することを可能とした経緯があり、損失補償契約を締結しています。</p> <p>今回の意見を令和3年度末までに、関係部署及び関係機関と検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
176	<p>農林政策課 (旧ニューフードバレー特区課)</p>	<p>意見33 5-4 国家戦略特区推進事業</p> <p><u>エリアマネジメント事業の所管については、見直しを検討されたい。</u></p> <p>エリアマネジメント事業は、都市再生・都市開発に関する事業であり、農林水産部の本来業務とはシナジー(相乗効果)を得にくい事業内容であることから、市は、担当部課の変更を含め、効率的な事業運営のあり方を検討すべきである。</p>	<p>令和3年度末までにエリアマネジメント事業については都市政策部と、新潟雇用労働相談センターについては経済部と所管の変更を協議していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
178	<p>食と花の推進課 (旧ニューフードバレー特区課)</p>	<p>意見34 5-5 新潟市健幸づくり応援食品認定事業</p> <p><u>本制度を消費者や事業者に広く受け入れられる制度に育てられるのか、改めて検証がなされるべきである。</u></p> <p>制度開始以来、申請が少なく、制度検討会で申請要件の緩和等、制度の運用方法が見直された。しかし、消費者目線でみると、市独自の認定を受けることが商品選択の基準になるか疑問が残ることから、市は、改めて制度の存続を含めて検証されたい。</p>	<p>令和元年度に制度検討会を実施し、検討委員からは「運用開始から2~3年で廃止検討することは時期尚早である(国のトクホも消費者に認知されるまで7~10年かかった)」という意見が出ています。また現在の認定事業者からは「認定マークは自社製品の大きな宣伝効果となった」との意見も出ており、認定食品自体の売上も伸びているものもあります。</p> <p>令和2年度から申請要件の改正を行い、より食品関連事業者等が申請しやすい制度に作り替えたばかりであり、申請相談件数は令和元年度が3件だったのに対し、令和2年度は9件という実績でした。コロナ禍で消費者の健康意識が高まっていることもあり、食品</p>

			<p>関連事業者も敏感にその消費者感情をキャッチしているものと考えられます。</p> <p>令和3年度には大手食品関連事業者からの申請も予定されており、市としては引き続き制度・マークおよび認定食品のPRに努め、運用を継続していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
180	農林水産部 (旧ニューフードバレー特区課)	<p>意見35 5-7 ニューフードバレー特区課全般</p> <p><u>事業の統廃合を含め、中長期的視点での組織体制の構築がなされることを期待する。</u></p> <p>ニューフードバレー特区課廃止により、農業政策課が雇用労働相談センターの運営や、エリアマネジメント事業に係る道路法の特例を利用した都市部の活用事業など、本来の業務と直接関係のない事業を所管している。また、他の業務についても、頻繁な組織体制の見直しや担当部署の変更が行われるなど、効率的行政運営の観点から相応しくない。</p> <p>農林水産部全体の事業統廃合を含め、中長期的視点で組織体制が構築されることを期待したい。</p>	<p>本市の集中改革プランの方向性と合わせて、農林水産部所管の政策の方向性や優先度の見極めを行い、事業統廃合や職員の適正配置を含め、効率的な行政運営が行えるよう、中長期的視点を持って組織体制の構築を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
183	食と花の推進課	<p>意見36 6-1 地産外商推進事業</p> <p><u>事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。</u></p> <p>市は、本事業について、市産食材PR販路拡大アプローチ件数を目標指標としている。しかし、アプローチ件数は行動目標であり、当該事業は実際の販路拡大等の成果指標が設定されておらず、事業の効果効率が判断できないことから、市は本事業の成果指標設定を検討されたい。</p>	<p>事業目標（成果指標）については、その年の気象条件や全国の作況、需給調整等の外部要因により結果が大きく左右されることも有り得ますが、可能な限り事業の評価ができるよう本年4月に関係機関と設立した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で、具体的な事業目標（成果指標）を検討し、令和3年度内に設定したいと考えています。</p> <p>また、1つの指標だけでは、事業の実績を適切に評価することが難しい場合、活動指標を含め、複数の指標を複合的に組み合わせることで、事業の取り組みを評価できるよう工夫します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
186	食と花の推進課	<p>指摘27 6-2 食文化創造都市推進事業</p> <p><u>一者随意契約の要件を充たすことの十分な理由の説明のないまま、一者随意契約がなされていた事例が見受けられた。</u></p> <p>レストランバス事業について、市は、3年間一者随意契約により業務委託契約を締結したが、なぜ一者随意契約によらなければならないのか、その事情を窺い知ることができないため、今後は後日の検証に耐えるような十分な記載が求められる。</p>	<p>契約に至るまでに、当該契約者以外の第三者に履行させることの可能性を含め、様々な検討をしていたものの、その経過について詳細に記載していませんでした。今後は、一者随意契約に至った事情・経緯・代替可能な業者がないのかも含めた形の記載に改め、一者随意契約要件調書、随意契約理由書を作成することで、農</p>

			<p>林水産部内で意思統一を図りました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
190	食と花の 推進課	<p>意見37 6-2 食文化創造都市推進事業</p> <p><u>投資効果を明確にするため、ターゲットや成果指標を明確にした事業構築がなされるべきである。</u></p> <p>レストランバスを活用したガストロノミーツーリズム構築事業について、担当課の説明によれば、目的に敵う成果を上げたとの評価であるが、県外観光客呼び込みによる交流人口の増大が最終目的であり、達成状況が十分とはいえない。今後、事業再開の際、ターゲットや成果指標をより明確にした事業構築を期待したい。</p>	<p>今後、ガストロノミーツーリズム構築事業を実施する際には、ターゲットと成果指標をより明確に設定します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
191	食と花の 推進課	<p>指摘28 6-2 食文化創造都市推進事業</p> <p><u>公募型プロポーザル方式による委託予定上限額の算出根拠の資料について、事業関係書類に綴られていなかった。</u></p> <p>若手料理人育成支援事業は、公募型プロポーザル方式により受託者を決定しているが、委託料上限額算定の根拠資料が見受けられなかった。</p>	<p>算出根拠資料は、誤って前年度のファイルに綴っていたため、綴り直しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
192	食と花の 推進課	<p>意見38 6-2 食文化創造都市推進事業</p> <p><u>利用が低調であるため、制度周知に加えて、補助率（上限額）や研修計画策定・実施までのスキームについても、再検討されたい。</u></p> <p>若手料理人研修補助金について、補助率（上限額）や、市指定コーディネーターとの協働による事前準備等の負担から、制度利用が敬遠されている可能性がある。 市は、本事業を継続するときは、さらなる制度周知のほか、補助率（上限額）や研修計画策定実施までのスキームも再検討されたい。</p>	<p>今後、若手料理人研修補助を実施する際には、さらなる制度周知や、関係者のヒアリングを行い、より利用しやすく、かつ、料理人のスキルアップにつながる形を目指します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
195	食と花の 推進課	<p>指摘29 6-3 新潟の食と花のPR事業</p> <p><u>ロゴマークやキャラクター等の無形資産について、台帳による一元管理等の適切な管理がなされていない。</u></p> <p>ロゴマーク、各種キャラクターについて、台帳を作成する等整理されていない。商標権の更新手続き等、適切な管理がされるよう台帳作成等により一元管理すべきであり、市全体において無形資産の管理方法の確立が必要と考えられる。</p>	<p>【食と花の推進課】</p> <p>当課で所有している無体財産については、「新潟市公有財産事務取扱要領」に基づき、公有財産台帳に登録しています。 登録手続後、公有財産システムを設置する財産活用課から台帳の正本が送付され（副本は財産活用課に備付）、公有財産の管理を行う財産事務管理者（課の長）が台帳を備え付けることとなっているものです。 指摘内容については、台帳の存在が課内で周知されておらず、一元管理がされていない</p>

			<p>ったことから、今後は台帳に基づき、所有する財産について適切に管理していきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>【財産活用課】</p> <p>商標など無体財産権については、全市統一の対応を行うよう「新潟市公有財産事務取扱要領」において、台帳への登録や管理等の取扱いについて定めています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
195	食と花の推進課	<p>意見39 6-3 新潟の食と花のPR事業</p> <p><u>食と花の銘産品の認知率や事業による成約件数を把握したうえで、適切な成果指標が設定されるべきである。</u></p> <p>本事業の目標指標として、市産食材PR、販路拡大アプローチ件数を挙げ、目標値を達成しているが、事業の具体的成果を判定する成果指標が設定されていないため、効果測定が十分になされているとはいえない。</p> <p>市内農産物のプロモーション動画の公開やふるさと納税の返礼品などの取組みも評価されるべきであり、そのための定期的な銘産品の認知率調査も必要である。</p>	<p>事業目標（成果指標）については、その年の気象条件や全国の作況、需給調整等の外部要因により結果が大きく左右されることも有り得ますが、可能な限り事業の評価ができるよう本年4月に関係機関と設立した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で、具体的な事業目標（成果指標）を検討し、令和3年度内に設定したいと考えています。</p> <p>また、1つの指標だけでは、事業の実績を適切に評価することが難しい場合、活動指標を含め、複数の指標を複合的に組み合わせることで、事業の取り組みを評価できるよう工夫します。なお、銘産品の認知度調査については、事業効果を測定するため、必要に応じて適宜実施していく予定です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
199	食と花の推進課	<p>意見40 6-5 新潟発わくわく教育ファーム推進事業</p> <p><u>教育ファーム取組み小学校割合を維持しつつ、食農教育の推進についての新たな指標の設定を検討されたい。</u></p> <p>市は、目標指標として、教育ファーム取組み小学校100%を掲げているが、既に教育課程に取り組みされていることに鑑みれば、目標指標は必ず達成されることになる。市は、食農教育の推進について、新たな指標の設定を検討されたい。</p>	<p>令和3年度からのいしがた未来ビジョン第4次実施計画及び組織目標における「アグリ・スタディ・プログラムを体験し、本市の農業への誇りが醸成された小中学生の割合」を新たな指標とし、事業を実施したことによる成果指標としました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
201	食と花の推進課	<p>意見41 6-6 地場産学校給食推進事業</p> <p><u>今後の事業のあり方について、具体的な検討がなされるべきである。</u></p> <p>令和元年度当初は学校教育における地場</p>	

		<p>農産物の向上に対する新たな取組みを検討することとされていたが、令和2年度も準備期間と位置付けられている。今後の事業のあり方について、具体的な検討が求められる。</p>	<p>令和元年度に地産地消コーディネーター派遣事業を活用し、学校給食への地場農産物の利用について検証を行った結果、地場農産物の価格や規格、必要量の折り合いがつかない、供給体制が十分でないなどの課題があることが明らかになりました。令和2年度はこの課題などについて、学校給食関係者と認識を共有するため、フォーラムの開催などを予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりフォーラムを中止し、児童向けに給食で使っている新潟米をより知ってもらう取組みを行いました。</p> <p>令和3年度は、改めてフォーラムを開催するとともに、教育委員会や関係団体と連携して、地場農産物の利用拡大に向けた新たな取組みの可能性について検討を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
203	食と花の推進課	<p>意見42 6-7 食育推進計画推進事業</p> <p><u>キャラクターの活用については、マーケティングの専門家からの助言を得るなどして、十分な効果を挙げられるような方策を検討されたい。</u></p> <p>市は、食育花育推進キャラクターまいちゃんを利用して、食育の普及啓発、SNSによる情報発信を行っているが、市民に広く周知されているとは言いがたく、Webマーケティングの専門家から助言を得るなどにより、十分な効果を挙げられる方策を検討されたい。</p>	<p>本市の食や花に関する情報発信、市の事業をPRするための補助的な役割として活用しています。</p> <p>令和3年度以降も広報課主催のソーシャルメディア関連などの研修に参加し、専門家の意見もいただきながら、効果的な発信に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
212	食と花の推進課	<p>指摘30 6-10 3施設管理運営</p> <p><u>貼付すべき備品シールが全ての備品に貼られていないなど、備品管理が行き届いていない。</u></p> <p>全ての備品に、備品シールが貼られていなかったため、改善されたい。</p>	<p>指定管理者と協働で、備品台帳に基づく現物確認を実施しており、令和3年度中に、全ての備品（3施設合計で1,227品）にシールの貼付を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
212	食と花の推進課	<p>意見43 6-10 3施設管理運営</p> <p><u>指定管理者候補が1者しか現れない現状に照らすと、次の募集に際しては、地域要件の設定のあり方について再度検討されたい。</u></p> <p>指定管理者の選定にあたり、市は、地域要件（市内に本社・本店がない団体は単独で応募できない等）を設定している。手続き的に不備等は見受けられないものの、指定管理</p>	<p>令和4年度の次期指定管理者の募集に向けて、地域要件を外した場合のメリット・デメリットを整理するなど、令和3年度中に、地</p>

		者候補が1者だった現状に照らすと、次回募集の際は、地域要件について再度検討されたい。	域要件の設定のあり方について再度検討します。 【検討中】
214	食と花の推進課	意見44 6-10 3施設管理運営 <u>消費税の税率変更があった際は、指定管理料だけでなく、施設の利用料金についても上限変更等の適切な転嫁対策措置がなされるべきである。</u> 令和元年10月に消費税が引き上げられたが、市の方針等に基づき、アグリパーク宿泊料の上限は据え置かれた。アグリパークの指定管理においては、使用料を指定管理者の収入にすることができるため、利用料金に増税分が転嫁されない限り、実質的な値下げになることから、利用料金の上限変更が検討されるべきである。	【食と花の推進課】、【財務課】 財務部において、全庁的な公共施設使用料のあり方・考え方を検討しており、令和3年度中に方針を決める予定です。指定管理施設の利用料金は、その全庁的な方針に沿って見直しを行います。その際には、令和元年度の消費税増税分も含めたコスト計算を行い、新たな利用料金の設定に反映させます。 【検討中】
215	食と花の推進課	指摘31 6-11 食と花の推進課全般 <u>一者随意契約について、当該契約者以外の第三者に履行させることの可能性を十分に検討したか否か、疑問が残るものが散見された。</u> 食と花の推進課所管事業には、全国的にも先進的と評価できるものが多く、その受託者選定にあたっては、事実上、特定の者に限定される傾向が窺われる。 令和元年度に締結された一者随意契約の関係書類を見ると、当該契約者以外の第三者の履行可能性を十分に検討したのか疑問が残るものが認められたことから、今後は代替可能な業者の存否を都度確認し、その結果を随意契約理由書に反映する運用が徹底されることが適切である。	契約に至るまでに、当該契約者以外の第三者に履行させることの可能性を含め、様々な検討をしていたものの、その経過について詳細に記載していませんでした。今後は、一者随意契約に至った事情・経緯・代替可能な業者がないのかも含めた形の記載に改め、一者随意契約要件調書、随意契約理由書を作成することで、農林水産部内で意思統一を図りました。 【措置済み】
216	食と花の推進課	意見45 6-11 食と花の推進課全般 <u>事業の目標指標として、適切な成果指標が設定されるべきである。</u> 全体的に、行動指標の設定は適切だが、成果指標の設定は適切と言いがたい。成果指標の設定が適切にされなければ、事業効果の検証が十分に行えず、事業に費やした職員の労力の浪費になりかねない。 農業経営者や学識経験者の助力を得ながら、適切な成果指標の設定を検討するなど、目標設定のあり方を再検討することが必要と考える。	意見36及び39で述べた通り、事業目標（成果指標）については、その年の気象条件や全国の作況、需給調整等の外部要因により結果が大きく左右されることも有り得ますが、可能な限り事業の評価ができるよう本年4月に関係機関と設立した「新潟市園芸作物販売戦略会議」の中で、具体的な事業目標（成果指標）を検討し、令和3年度内に設定したいと考えています。 また、1つの指標だけでは、事業の実績を適切に評価することが難しい場合、活動指標を含め、複数の指標を複合的に組み合わせることで、事業の取り組みを評価できるよう工夫します。

			【検討中】
219	北区役所	<p>意見46 7-1 「次世代農業」推進事業</p> <p><u>さつまいもの生産量増加に向けた取組みを行っていく必要がある。</u></p> <p>さつまいものブランド力強化のためには、生産量の増加が不可欠と思われる。令和元年度は生産面積が減少しており、今後は生産面積の増加、貯蔵施設の整備など、生産量増加に向けた取組みが必要と思われる。</p>	<p>「しるきーも」は収穫後の保管方法等に課題がありますが、生産量増加に向けた取組みとして、食品研究センターから貯蔵時の適切な湿度管理徹底の指導を受け、栽培指導会や出荷会議を開き、生産者間で格差が生じないよう目線合わせを行いました。また、長期貯蔵時の乾燥腐敗を防ぐため、早期出荷に向けて、販売先との意見交換を行い、令和2年産は腐敗数量ロス率が減少（令和元年度産比較）したことなどにより、作付面積が増加した地区もあったことや、令和3年度産は販売先から増量出荷の要望を受けていることから、取組みの成果は着実に出ておりますが、施設整備などは長期的な視点で検討を要することから、今後も生産者とJA等関係機関と連携しながら、ブランド力強化を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
227	秋葉区役所	<p>意見47 9-1 アキハもち麦プロジェクト推進事業</p> <p><u>ブランド化に向けて作付面積等の目標指標も設けていくべきである。</u></p> <p>令和2年度は販路拡大を重視し、作付面積に関する目標は設定していなかったが、ブランド化のためには、生産量の増加が不可欠と思われるため、今後は作付面積に関する目標などを設けることが望まれる。</p>	<p>令和元年度までは、「作付面積」と「取扱店舗数」を目標指数に設定していましたが、令和2年度以降、供給過多となったため、作付面積の目標は設定していません。</p> <p>また、作付面積が一定程度（10ヘクタール）を超えると機械設備の増強が必要となること、当初の周知から販売・消費拡大ステージに移行していることを踏まえ、令和2年度以降は「販売促進事業数」と「取扱店舗数」を目標指数に設定し、販売・消費拡大につながるよう支援しています。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
229	秋葉区役所	<p>意見48 9-2 アキハ花一番PR事業</p> <p><u>広告掲載料を抑えるための工夫を検討されたい。</u></p> <p>新潟日報への広告掲載料について、年間複数回広告掲載するのであれば、一括契約による値引き交渉の余地がないか等、広告掲載料を抑えるための工夫を検討されたい。</p>	<p>令和3年度以降、広告の年間計画を作成し、複数回の広告掲載が予定される年については、一括契約を行い、広告掲載料の削減に向けた取り組みができるかも含め検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

230	秋葉区役所	<p>指摘32 9-3 アキハ稲架木（はさぎ）LOVERSプロジェクト推進事業</p> <p><u>一者随意契約において、総額のみの見積書で内訳の記載がなされたものを徴取していない。</u></p> <p>一者随意契約の理由はあるが、委託料の積算根拠はできる限り客観的に示される必要がある。</p>	<p>令和3年度は、業務委託仕様書に基づいた「見積明細書」を徴取しました。</p> <p>【措置済み】</p>
233	南区役所	<p>指摘33 10-1 南区ル レクチェブランディング事業</p> <p><u>見積書及び委託契約書に複数の不備が見受けられた。</u></p> <p>首都圏向けPR事業について、見積書には「首都圏向けのPR一式」と概要のみ記載されていたが、見積額の合理性を判断するため、より詳細な内訳の記載を求めるべきである。</p> <p>また、海外販路開拓の委託契約では、見積書の綴り漏れがあり、首都圏向けPR事業委託契約書やコラボ企画計画業務委託契約書などでは、具体的な日付が記載されていないものが見受けられた。</p>	<p>今のところ、事業再開の予定はありませんが、今後、同様の事業を再開し委託契約を締結する際には、見積額の合理性を客観的に判断できるよう、具体的な内容を記載した見積書の提出を依頼し、確認します。</p> <p>なお、本件指摘事項である見積書の綴り漏れや日付の記載漏れなどについては、是正済みです。</p> <p>【措置済み】</p>
237	西区役所	<p>意見49 11-2 「食×農」体験プログラム実施事業</p> <p><u>生産者の生の声を聞く機会が増えるよう、実施方法の工夫を希望する。</u></p> <p>小学校側は、収穫体験等、児童が直接体験できる講座を選ぶ傾向があると思われるが、生産者の生の声を聞くことも重要である。今後も生産者講話の希望が少ないままであれば、他のプログラムと組み合わせるなど、実施方法を工夫されたい。</p>	<p>生産者の生の声を聞くことができるようにするため、収穫体験及び料理講座のプログラムに生産者講話を組み込む予定(令和3年7月～)です。</p> <p>【検討中】</p>
239	西区役所	<p>指摘34 11-4 笑顔がいっぱい 西区deマルシェ</p> <p><u>業務委託契約書の履行検査日が鉛筆で修正されたものがあった。</u></p> <p>内部的な誤りを指摘する意味で鉛筆で加筆したということだが、正式に契約書を訂正すべきである。</p>	<p>指摘を受け、令和2年12月に契約書を訂正済みです。</p> <p>【措置済み】</p>
241	西蒲区役所	<p>指摘35 12-1 新たな産地づくりプロジェクト</p> <p><u>市の有する商標権の使用上の条件等が明確にされていない。</u></p> <p>西蒲区が商標登録した「なないろ野菜」の商標について、「にしかん園芸作物生産協議</p>	<p>販売促進のため、西蒲区が商標をデザインしたのぼり旗や腰巻を作成し、JA直売所に</p>

		<p>会」の参加者は自由に使用できるが、使用上の条件等に関する規定がなく、市と同協議会との間の取り決めもない。</p> <p>今後、商標の使用者及び対象農作物の増加が想定されるため、当該商標の使用上の条件等について、何らルールが存在しない現状は適切とは言いがたい。</p>	<p>提供するほか、野菜に貼るシールを作成し、各生産者に提供しています。</p> <p>それらについては、JAや生産者が自ら作成しているものでないため、届出までは不要ですが、今後、例えば飲食店がSNSで「なないる野菜」の料理を紹介する際に商標を使用する場合などに備えて、商標の使用ルールを定めて適切に管理していくことが必要です。他所属のルールも参考にし、令和3年度内に速やかに定めます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
242	西蒲区役所	<p>指摘36 12-1 新たな産地づくりプロジェクト</p> <p><u>法的意味づけの曖昧なまま、課長名による外部者との「覚書」が締結されていた。</u></p> <p>西蒲区産業観光課、JA越後中央巻営農センター、にしかん園芸作物生産協議会の3者により、業務協力に関する覚書が締結されているが、市を代表する立場ではない課長名で、内容次第では法的権利義務が発生する可能性がある覚書等を締結することは、基本的に適切ではないと思われる。</p>	<p>新たな産地づくりプロジェクトは、令和2年度をもって終了しました。</p> <p>令和3年度からは、新たに他区や周辺市町村などの飲食店へも販路を広げ、産地の地盤を強固なものとしていくため、「なないる野菜」ブランド強化・販路拡大事業に取り組みます。ご指摘を踏まえ、今後は生産者の協議会において、覚書でなく業務協力を明記した規約を令和3年度内に速やかに定める対応に改めました。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、不措置とすることを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘または意見について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。